

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	「新宿自治創造研究所・外国人WGヒアリング調査」に係る作業補助委託について
--------	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課）

事業の概要

事業名	新宿自治創造研究所・外国人の居住実態調査
担当課	新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課
目的	新宿区に居住する外国人の居住実態を把握するため
対象者	新宿区に居住する外国人（永住資格のある外国人を含む）
事業内容	<p>概要</p> <p>新宿自治創造研究所は、区の政策形成能力の向上を図り、豊かな自治の創造を目指す区政運営に資することを目的としている。平成22年度からの2年間は、新宿区における人口、外国人、集合住宅を研究テーマとし、ワーキンググループ（WG）を作り、研究を行っている。</p> <p>外国人を研究テーマとする外国人WGでは、新宿区に住む外国人の居住・生活実態や行政ニーズを明らかにしつつ、人口の変動要因や今後の動向を考察するという作業を進めている。</p> <p>平成22年度は基礎的な統計データを整理・分析し、研究所レポート No.1 外国人WG報告（1）を発行した。本年度は統計データからだけでなく、外国人関連団体及び個人へのヒアリングによる分析を行うことにより、成果をまとめた研究所レポートの発行を予定している。</p> <p>当該調査にあたり、事前調査票の発送、ヒアリング同行、ヒアリング調査の記録・反訳等の補助作業を委託する。</p> <p>実施予定： 5月～10月 事前調査票の発送とヒアリング 11月～12月 集計と分析 2月 研究所レポート発行</p>

件名 「新宿自治創造研究所・外国人WGヒアリング調査」に係る作業補助委

託について

保有課(担当課)	新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課
登録業務の名称	新宿区に居住する外国人の居住実態調査
委託先	(株) サーベイリサーチセンター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	新宿区に居住する外国人(永住資格のある外国人を含む)の中から、関連団体等の紹介により抽出する最大24名の者の住所・氏名、性別・在留資格・国籍等の属性とヒアリングでの質問項目(質問項目は委託業者決定後に設計予定)。
処理させる情報項目の記録媒体	宛名ラベル: ヒアリング調査の依頼状・事前調査票郵送用で一組 ヒアリング調査の音声記録CD-Rとテープ反訳の紙による浄書: 音声記録CD-R24枚とテープ反訳浄書内容のプリントアウト24部
委託理由	ヒアリング調査の実施・分析のノウハウを持った委託業者に依頼することで、調査目的を効率的かつ効果的に達成するため。
委託の内容	新宿区に居住する外国人の居住実態を把握するため、新宿区に居住する外国人及び外国人を支援する関連団体等に対して最大24の対象者を選び、面接によりヒアリング調査を実施し、下記の項目を委託する。 (1) ヒアリング調査の依頼状の作成 (2) 宛名ラベルの貼り付け (3) 事前調査票等の封入封かんと発送 (4) ヒアリング調査への同行〔約12回予定〕 (5) 通訳の手配〔通訳同行は最大で24回予定〕 (6) ヒアリング調査の記録(録音)と録音データ反訳の納入
委託の開始時期及び期限	平成23年5月20日から 平成24年1月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 事前調査票等の資料は、業務終了後に区へ返却させるものとする。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 受託業者はISO27001シリーズ又はプライバシーマークを取得していることとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。